

第 4 号

令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,116千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,258,838千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び 手数料	851,275	△ 40,026	811,249
	1 使用料	851,275	△ 40,026	811,249
2	財産収入	137,500	17,360	154,860
	1 財産売払 収入	137,500	17,360	154,860
3	繰入金	630,077	△ 10,450	619,627
	1 一般会計 繰入金	630,077	△ 10,450	619,627
4	県 債	1,493,200	△ 52,000	1,441,200
	1 県 債	1,493,200	△ 52,000	1,441,200
歳 入 合 計		3,343,954	△ 85,116	3,258,838

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,530,000	△ 78,729	1,451,271
	1 港 湾 費	1,530,000	△ 78,729	1,451,271
2 公 債 費		1,813,954	△ 6,387	1,807,567
	1 公 債 費	1,813,954	△ 6,387	1,807,567
歳 出 合 計		3,343,954	△ 85,116	3,258,838

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
八代港国際旅客船拠点管理運営業務	令和4年度 ～令和6年度	千円 113,157
	年次別内訳 令和4年度	37,719
	令和5年度	37,719
	令和6年度	37,719

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和4年度 ～令和8年度	千円 14,823	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	千円 27,488
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	11,643 795 795 795 795		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	24,308 795 795 795 795

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備費 工事	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金 融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	千円				
	1,493,200	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			1,441,200	(補正前に同じ)			